

岩手県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成23年5月16日から同年6月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成23年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
山口	当該土地改良事業計画書の写し	一関市役所